

出入許可証発行システムの更新 仕様書

令和 8 年 7 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

保安管理部核物質管理課

1 章 一般仕様

1.1 件名 出入許可証発行システムの更新

1.2 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（以下、「原子力機構大洗」という。）における出入許可証を発行するシステムの更新・整備及び故障時に使用できる予備機（カードプリンタ、カードラミネータ）の購入するものである。

1.3 契約範囲

出入許可証発行システムの更新

1.4 納期

令和 9 年 2 月 26 日

1.5 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

原子力機構大洗内指定場所

(2) 納入条件

据付調整後渡し

1.6 検収条件

1.5 (1) に示す納入場所へのシステム据付及び機器調整後、外観検査、員数検査、機能試験の合格並びに 1.8 に示す提出図書の完納をもって検収とする。

1.7 保証

第 2 章に定める技術仕様及び機能要求を満足すること。

1.8 提出図書

図 書 名	提 出 時 期	部数	確認
機器仕様書	着工前	2 部 (1 部返却)	要
試験検査要領書	検査着手前	2 部 (1 部返却)	要
試験検査成績書	納入時	1 部	不要
取扱説明書	納入時	1 部	不要
完成図書	納入時	1 部	不要
委任又は下請負届（機構指定様式）	作業開始 2 週間前まで ※下請負等がある場合に提出のこと。	1 式	要

(提出場所)

原子力機構大洗保安管理部核物質管理課

1.9 支給品

以下の物品等を本件における現地作業に対して無償で支給する。

- (1) 現地作業用電力 (AC100V)
- (2) 現地作業用水道水
- (3) カード発行用パソコン・・・2 台
- (4) その他、受注者と機構の協議により合意したもの

1.10 貸与品

なし

1.11 適用法規・規格基準

適用する法規及び規格基準等は以下の通りとし、現行の最新版を適用すること。

- (1) 大洗原子力工学研究所 安全管理仕様書
- (2) 労働基準法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 建築基準法
- (5) 電気事業法
- (6) 日本産業規格 (J I S)
- (7) 日本電気工業会規格 (J E M)
- (8) 日本電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (9) 日本電線工業会規格 (J C S)
- (10) 電気設備技術基準
- (11) その他関連する法令、規格及び基準

1.12 安全管理

一般安全管理

- ・作業に際しては、綿密かつ無理のない工程を計画し、材料、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。
- ・作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- ・受注者は、作業着手に先立ち原子力機構と安全について十分に打合せを行った後着手すること。
- ・受注者は、作業現場の見やすい位置に、作業責任者名及び連絡先等を表示すること。
- ・作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- ・受注者は、本作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なう恐れのあるものについては、転倒防止策等を施すこと。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に適用する環境物品 (事務用品、O A 機器等) が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書 (納入印刷物) については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.14 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

2 章 技術仕様

2.1 購入品仕様

各製品の仕様は、以下のとおりとする。

(1) カードプリンタ及びカードラミネータ

以下カードプリンタ及びカードラミネータは相当品可とするが、相当品の場合は以下の仕様を満たしたうえで、2.2 項の出入許可証発行システムにおいて出入許可証の発行を正常に実施できることを条件とする。

(i) IC カード対応再転写カードプリンタ CX-7000(ジー・プリンテック製)…3 台

(ii) カードラミネータ CF-L700(ジー・プリンテック製)…3 台

上記の機器については、以下の機能を有するものとする。

- ・カード印刷画質は 300dpi 以上であること。
- ・カード表面はカラー印刷とすること。
- ・両面印刷仕様とすること。
- ・印字方式は昇華型再転写方式とすること。
- ・カード全面への印刷が可能なこと。
- ・カードホッパー及びスタッカーがいずれも、100 枚収納できること。
- ・カードホッパーは連続発行中にカードの継ぎ足しが可能な形状であること。
- ・カードプリンタの大きさは、縦横高さが全て 400mm 以内であること（但し、スタッカーは含まない）。

(2) カード発行ソフトウェア Card Creator for Windows2 ネットワーク版…2 式

2.2 出入許可証発行システムの更新

既存の出入許可証発行システム（以下、「既設システム」という。）の一部機器を更新し、本契約にて構築する新規の出入許可証発行システム（以下、「新規システム」という。）を以下のとおり構築すること。

(1) 出入許可証発行システムの構成機器は以下のとおりとする。

	既設システム	新規システム
①	カード発行用パソコン 2 台	カード発行用パソコン 2 台（支給品）
②	カードプリンタ（出入許可証）2 台	カードプリンタ（出入許可証）2 台（購入品）
③	カードラミネータ（出入許可証）2 台	カードラミネータ（出入許可証）2 台（購入品）
④	カード用プリンタ（車両入構証）1 台	カード用プリンタ（車両入構証）1 台（既設品）
⑤	スイッチングハブ 1 台	スイッチングハブ 1 台（既設品）

(2) 新規システムの構築を下記のとおり実施すること。

- ① 2 章 2.2(1)に示す構成機器を指定場所に据付け、各機器の接続を行うこと。各機器の接続に必要なケーブル類は、受注者負担で用意すること。
- ② 2 章 2.2(1)に示す構成機器のうち、②カードプリンタ（出入許可証）2 台及び③カードラミネータ（出入許可証）2 台を本契約にて新規納品する機器へ更新すること。
- ③ 2 章 2.2(1)に示す①カード発行用パソコン 2 台に下記のソフトウェアをインストールすること。ソフトウェアのインストールに必要なとなるソフト及び媒体については受注者負担で用意すること。
 - ・ カード発行ソフトウェア Card Creator for Windows2 ネットワーク版
 - ・ 出入許可証発行システムの構成機器を使用する際に必要となるドライバ等の各ソフト

トウェア（プリンタ用ドライバ等）

④新規システムのカード発行ソフトウェアにおいて、以下の設定を行うこと。

- ・ 管理者用 ID 1 つ及び出入許可証発行担当者用 ID 2 つを作成し、各権限の設定を行うこと。各 ID の権限を編集可能な ID は管理者用 ID のみとすること。
- ・ カードプリンタ及びカードラミネータにて出入許可証の発行が可能によう設定を行うこと。

⑤出入許可証発行システムは以下の機能を有するものとする。

- ・ カードレイアウトの作成・編集機能を有していること。
- ・ レコードデータ（テキストデータ）の新規作成と編集機能を有していること。
- ・ 以下の 2 種の方法から、写真画像データの取り込みができること。
 1. 画像ファイルからの取り込み
 2. TWAIN 機能での取り込み
- ・ 写真や画像データを取り込めること。顔写真データは色の自動調整、自動トリミング機能を有すること。
- ・ テキストデータ及び写真画像データのエクスポート機能を有していること。
- ・ 関連するシステムとのデータ連携を自動実行する機能を有すること。（データ連携は CSV 形式で行うこと）
- ・ カードの発行履歴を画面上で検索・閲覧する機能を有すること。
- ・ システムへのログイン時に ID とパスワードによる認証機能を有していること。
- ・ ID によって、データ編集、エクスポート、カード発行の権限設定が可能にすること。
- ・ 管理者のみがログを出力できる機能を有すること。
- ・ カードのデザイン毎に管理するデータベースを分けられること。また、データベース項目を任意で設定できること。
- ・ カードのレイアウトにより出入可能な区域、文字出力により出入可能な施設の分類ができるものとする。
- ・ 複数のカード発行用パソコンから同一のデータベースを用いたデータ編集及びカード発行が同時に可能にすること。

2.3 データ移行

既設システムよりデータベース及びカードレイアウトのデータを抽出し、新規システムへ出入許可証の管理データを移行すること。データ移行に関する仕様は下記のとおりとする。

- (1) 既設システムのデータベースから出入許可証の管理データを抽出し、新規システムへデータを移行すること。
- (2) データ移行の対象データは以下のとおりとする。
 - ・ CIMSA における職員用データベース
 - ・ CIMSA における請負業者用データベース
 - ・ CIMSA におけるカードレイアウトのデータ 4 種
- (3) カードレイアウトのデータ移行に際し、レイアウトデータの調整が必要な場合、受注者にてレイアウトデータの修正又は新規作成を行うこと。

カードレイアウトの概要の詳細については、契約締結後に別途共有する。

- (4) 既設システムより抽出したデータベース及びカードレイアウトのデータについて、バックアップを作成すること。

- (5) データ移行後、新規システムのデータベースにおいて、既設システムとの登録データの件数、データ整合性、カード番号の一意性、セキュリティデータの重複有無を確認し、既設システムとの差異がないことを確認すること。

2.4 現地据付調整

本調整に関する基本仕様を以下に示す。

- (1) 1 章 1.11 項に記載の適用法規・規格基準を遵守すること。
- (2) 本作業で必要となる電材は全て契約範囲内に含まれるものとする。
- (3) 納品物の搬入に使用した梱包材は受注者の責任で処分すること。
- (4) 作業範囲は大洗原子力工学研究所安全情報交流棟内の指定場所とし、作業仕様は既設機器へのつなぎ込み、互換性・冗長性を確保するものとする。

2.5 試験・検査

- (1) 外観検査：機器等の外観状態（傷などの有無）、型式を確認すること。
- (2) 員数検査：機器等の員数を確認すること。
- (3) 機能試験：新規システムが正常に機能し、データの入出力及び出入許可証の発行が正常に実施できることを確認すること。

以上